

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」の構成と主な検討事項について（案）

項目	法案条項	政省令事項等†	優先課題*	備考
定義	2条1項	○政令：特定水銀使用製品の指定	○（条約4条1）	○附属書A掲載製品を基本としつつ、基準値・実施時期を検討。
	2条2項	○省令：水銀含有再生資源の該当要件【環，経】	○（条約11条2）	○バーゼル条約上の廃棄物との整合性も踏まえ検討。
実施計画	3条	○実施計画の策定【環，経，業】	—	（中央環境審議会と産業構造審議会において別途審議）
特定水銀使用製品の製造の許可	8条	—	—	○条約で認められている用途のための製造については許可することとしているが、その参考とすべく、条約で認められる用途（適用除外用途）の範囲について整理。
新用途水銀使用製品	13条	○省令：既存用途製品の指定【環，経，業】	○（条約4条6）	○既知の用途の水銀使用製品を網羅的にリストアップ。このリストにないものが「新用途水銀使用製品」として規制対象となる。
	14条1項	○省令：評価方法の策定【環，経，業】	○（条約4条6）	○人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与するかどうかについての評価の方法を検討。
国の責務 （技術的助言）	16条	—	—	下記のリスト・ガイドライン／ガイダンスの策定、関係者への通知、取組状況のフォローアップ等により、廃水銀使用製品の適正な回収を促進
市町村の責務 （廃製品の適正回収）	17条	—	—	○廃製品のリスト、適正回収に関するガイドライン／ガイダンスを活用した取組の実施等を通じ、適正回収を徹底・拡大 ※市町村等による収集及び水銀回収のより一層の促進のための対策については、循環型社会部会を中心に検討。
事業者の責務 （消費者への情報提供（製品表示等））	18条	—	—	○情報提供方法に関するガイドライン／ガイダンスを活用した取組の実施等を通じ、製品の適正な分別廃棄を促進 ※循環社会型部会における市町村等による収集及び水銀回収のより一層の促進のための対策に係る検討に合わせて検討。

項目	法案条項	政省令事項等†	優先課題*	備考
水銀等を使用する製造工程	19条	○政令：規制対象とする製造工程の指定	○(条約5条2,3)	○附属書B第1部及び第2部の5つの工程を指定。(合同会合報告書で方針決定済)
水銀等の貯蔵	21条1項	①政令：対象とする水銀・水銀化合物の指定②貯蔵に係る技術指針の策定 [環, 経, 業]	○(条約10条2)	①水銀は「濃度95%」。水銀化合物も、「同様に純度の高いもの」。(合同会合報告書)②貯蔵に係る技術指針の策定にあたっては、バーゼル条約に基づく管理ガイドライン等を考慮(条約第10条3)
	22条	①省令：報告対象要件(貯蔵量)の指定 ②省令：定期報告事項の指定 [環, 経, 業]	○(条約10条2)	①貯蔵量の裾切りは、消防法第9条の3に基づく届出対象である「30kg」を目安に検討。(合同会合報告書) ②報告事項には、保管目的、年間収支の内訳(用途別使用量、廃棄物処理法上の廃棄物への移行量等)を含める。(合同会合報告書)
水銀含有再生資源の管理	23条1項	○管理に係る技術指針の策定 [環, 経, 業]	○(条約11条3)	○技術指針の策定にあたっては、バーゼル条約に基づく管理ガイドライン等を考慮(条約第11条3)
	24条	○省令：定期報告事項の指定 [環, 経, 業]	○(条約11条3)	○報告事項は、「水銀等の貯蔵」に準じる

† 省令等の主務省： 「環」=環境省、「経」=経産省、「業」=事業所管省

* 「優先課題」とは、条約締結に必要なもの。(根拠となる条約の条項を記載)